

あきる野市公共施設アダプト制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あきる野市が管理する道路、水路及び公園の公共施設（以下「公共施設」という。）において市民等が自発的に緑化、美化、清掃等の活動を行う制度（以下「公共施設アダプト制度」という。）の実施について必要な事項を定め、環境美化に対する市民意識の高揚及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 公共施設アダプト制度に参加することができる団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に在住、在勤又は在学する者で構成されていること。
- (2) 公共施設の一定区域において1年以上の期間を通じ緑化、美化、清掃等を行うことができること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としたものでないこと。
- (4) その他市長が適当と認める団体であること。

(活動内容)

第3条 公共施設アダプト制度による活動内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設の緑化、美化及び清掃に関すること。
- (2) 公共施設の破損等の情報提供に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める活動に関すること。

(公募)

第4条 市長は、広報紙等により、公共施設アダプト制度に参加を希望する団体を公募する。

(申込み)

第5条 公共施設アダプト制度に参加を希望する団体は、あきる野市公共施設アダプト制度申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(合意)

第6条 市長は、前条の規定による申込みを受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込みをした団体とあきる野市公共施設アダプト制度合意書（様式第2号）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書の内容に変更が生じる場合は、新たに合意書を取り交わすものとする。

(支援)

第7条 市長は、公共施設アダプト制度に参加する団体（以下「参加団体」という。）に対し、予算の範囲内で次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に伴うごみ処理に必要な支援
- (2) 傷害保険の加入
- (3) その他市長が必要と認める支援

(看板の設置)

第8条 市長は、参加団体から活動名称等を表示する看板の設置の申出があり、公共施設の機能等に支障がないと認めるときは、予算の範囲内でこれを設置する。

(指導及び助言)

第9条 市長は、参加団体が合意書の内容を履行しないとき、又は逸脱したときは、合意内容に基づく活動を行うよう指導及び助言をすることができる。

(合意の解消)

第10条 参加団体は、活動を中止しようとするときは、あきる野市公共施設アダプト制度合意解消申出書(様式第3号)により市長に申し出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あきる野市公共施設アダプト制度合意解消通知書(様式第4号)により参加団体との合意を解消することができる。

(1) 前項の申出があったとき。

(2) 前条の指導又は助言に従わないとき。

(3) その他市長が合意の解消をする必要があると認めるとき。

3 参加団体は、前項の規定による解消の通知があったときは、活動場所を原状に回復し、市長の確認を得なければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(実績報告)

第11条 参加団体は、活動実績について、当該年度終了後30日以内にあきる野市公共施設アダプト制度活動実績報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。ただし、前条第2項の規定に該当し、年の途中で活動を終了したときは、活動終了後速やかに報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。